

【諮問事項】

令和8年度 諮問第1号

札幌圏都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(北海道決定)

意見募集結果

令和8年8月31日：江別市都市計画審議会

江別市企画政策部都市計画課

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）について
（札幌圏都市計画区域）についての意見募集結果

令和8年（2026年）5月27日

札幌圏都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、10人から、延べ11件のご意見が寄せられました。

なお、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、都市計画区域の人口や産業の現状と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするための、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

したがって、この都市計画区域マスタープランの見直しだけで、直ちに追記等された土地利用が図られるものではなく、個別の都市計画決定等の手続きが必要で、その際にも、より具体的な土地利用の内容を基に関係機関等と協議・検討がなされますので、この点ご理解いただければ幸いです。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考えについては、次のとおりです。

意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方※
・公聴会について、千歳市と恵庭市の広報誌に掲載の記載がありました。江別市についても非常に重要な案件であるため、公聴会を開催すべきだと考えますがいかがでしょうか。北海道の見解はどうでしょうか。 ・苫小牧圏都市計画区域マスタープランについてですが、美沢地区の土地利用について新規追加していますが、当地区の自然環境に対して危惧する意見が市議会でも多数出ておりましたが、答弁として道と協議済みとのことでしたが、道の見解はどうなのでしょう。たとえば、自然環境に配慮する等の文言を記載するとかはできないのでしょうか。	道においては、都市の根幹に関わる非常に重要な計画を変更（以下、当該計画変更）する場合に公聴会を開催することとしており、今回の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中間見直しを行う3区域のうち、当該計画変更に該当するものは、区域区分の方針の変更を伴う千歳恵庭圏のみであると考えております。 なお、後段のご意見については、「Ⅲ>1>(4)>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」への新たな記載についてのものとお見受けしますが、苫小牧圏の区域マスに係る回答につきましては、いただいたご意見等もふまえ、市と再度協議等をいたしますので、別途回答予定であること、申し添えます。

D

【該当項（本文）】 5 ページ 【該当箇所】 C 地域商業業務地 【ご意見】 江別市の計画のうち、江別駅の再開発は今年 6 月に公表される日ハム 2 軍施設の移転先が決まってから検討する必要があると思います。もし、移転先に決定した場合にはその施設を含んだ再開発計画とするべきだと思います。もし、その前に決定するならば変更の余地のある計画とすべきです。また、江別駅前での待機（待ち）時間を快適に出来る（コンビニや休憩出来る）施設や店舗の誘致も早急に対応していただきたいものです。	「Ⅲ＞1＞（1）＞④＞a 高次機能交流拠点」の新たな記載に関するご意見とお見受けいたします。 まず、今回実施する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中間見直しは、ご意見にございますような、個別の民間事業の如何によって実施が左右されるものではありません。 また、当該記載は、「江別駅の再開発」を示唆するものではなく、江別駅周辺エリアを高次の都市機能が集積する拠点とするための方針を位置づけるもので、その中で「スポーツを活用し、地区の魅力を高める」内容は含まれているものと認識しております。 なお、後段の「JR 江別駅前への生活利便を支える機能等の誘致」については、現行の計画の記載（ 「Ⅲ＞1＞（1）＞②＞c 地域商業業務地」 ）で既に位置づけはあるものと考えます。
--	--

【該当頁（本文）】第3章コンパクトなまちづくりを目指す視点と取組 【該当箇所】まちなかの賑わいづくり 【意見】 札幌市の高齢者（65歳以上）人口は28.5%、障害者人口は7% 申請をしておらず、障害を抱えながら生活をする人も含めるとさらに増えます。 障害のある人は一定数いるのに、障害者に配慮したまちづくりなどの記載がないように見えます。 共生を理想とする今の時代に合っていないのでは？ 人口減少を危惧するのであれば、今生きている障害のある方が、生活しやすい街づくりも考えませんか？ 障害者が利用しやすい街づくりや運動施設の建設など、考えてください。具体例がわからなければ、本人たちへ聞けば良いです。 私は視覚障害のある方への運動教室を開催します。晴眼者の高齢者よりも、リスクが大きくなります。もっとも行政が積極的に動くべきではないかと考えます。	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の間見直しにおいては、市町からの案の申し出を受けつつ、変更内容を整理したところ、ご意見にございます内容は、今回盛り込まれなかったところです。 ただし、ご意見の視点はまちづくりにとっても重要なものと考えますので、該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。
---	---

【該当頁（本文）】 p.4、p.8 【該当箇所】 Ⅲ-1 (1)②b 拠点商業業務地 江別市 ④a 高次機能交流拠点 江別市 【意見】 1. JR野幌駅周辺は、江別市の顔づくり事業として既に基盤工事が終了した。既存の8丁目商店街の各店舗敷地を後退させ、歩道は拡幅されたが廃業者も多いなど賑わいはむしろ減少しており、計画が達成されたのか甚だ疑問である。商店街の賑わいづくりについて計画段階では官民で協議されていたようだが、事業化後はソフト面の運用を民に丸投げなのではないか。現在、都市計画との関連は不明だが、野幌駅高架下の整備及び北口前の大型商業ビル建設中である。近隣の国道12号線沿いにも商業施設はあるが、野幌駅周辺を点ではなく面で商業拠点と位置付けたなら、8丁目の道路工事をして終わりではなく、少なくとも本計画期間中は商店街と周辺施設との共存共栄を図る責務が地元市役所に一定程度あると思うがいかがか。特に、江別市都市計画マスタープラン（R6.3 改定）では野幌駅周辺を中心市街地と位置付けているが、このままでは既存商店街がさびれる一方であり、交通利便性はよいが周辺の地価が上がり、住民にとっては納税額が上がるデメリットしか感じられない。 2. 今回の見直し案では、文京台地区及び江別駅周辺を高次機能交流拠点に位置付けており、いずれも江別市都市計画マスタープランと整合性をとるものとなっている。具体的な計画は江別市において検討されるものと思うが、多額のインフラ整備を伴うものであれば、野幌駅周辺のように（現段階で）疑問符のつく事業とならないよう、整備方針の具体化や進捗管理方法についても記載していただきたい。	1. 「計画が達成されたのか」「計画期間中」などとして使われる「計画」が何を指しているかがくみ取れませんが、仮に江別市の都市計画マスタープランや本「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を指しているのであれば、計画期間ただ中であること、まずはご理解いただければ幸いです。ただし、ご意見にございます実態につきましては、まちづくりにとっても重要なものと考えますので、該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。 2. 本「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、国の都市計画運用指針でも、「…都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする…都市計画の基本的な方向性を示すもの」とされており、個別の事業の具体的な整備方針や進捗管理の方法を記載するものではないと考えます。
---	--

意見 1 が長文であれば、以下をご活用ください。

【 1 の意見要旨】

拠点商業業務地となっている J R 野幌駅周辺では、江別市の顔づくり事業として既存の 8 丁目商店街の道路整備が行なわれたが、廃業者も多いなど賑わいは減少しており、計画が達成されたのか甚だ疑問である。道路工事をして終わりではなく、少なくとも本計画期間中は商店街と周辺商業施設との共存共栄を図るソフト面の責務が地元市役所に一定程度あると思うがいかが

北海道在住の者です。 以下の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）について意見を提出いたします。 ・札幌圏都市計画都市計画区域 ・千歳恵庭圏都市計画都市計画区域 ・苫小牧圏都市計画都市計画区域 これらの方針に関連し、ラムサール条約に登録された湿地および自然な流れを有する河川や、それらを取り巻く森林を含む地域の自然環境について、開発を可能とする方向性には反対いたします。 特に美々川は ウトナイ湖へとつながる重要な水系であり、その流れの改変や護岸工事等の人為的な改変は、湿地環境および生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあります。同湖は国際的にも重要な湿地であり、その保全との整合性が強く求められると考えます。 一度損なわれた自然環境の回復は困難であり、近年の異常気象による生活への影響や、将来世代への影響も懸念されます。 以上の理由から、十分な説明および事前の環境影響評価の徹底を求めるとともに、本方針の慎重な再検討を強く求めます。	札幌圏の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、「Ⅲ＞１＞（４）＞③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針」等にも示されているとおり、「豊かな山林原野、丘陵台地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも保全を図る。」と位置づけております。 なお、千歳恵庭圏及び苫小牧圏の区域マスに係る回答につきましては、いただいたご意見等もふまえ、市と再度協議等をいたしますので、別途回答予定であること、申し添えます。
--	--

【該当頁（本文）】 札幌圏 P6 【該当箇所】 スノーリゾートエリアのタイトル及び文章／開発計画について 【ご意見】 ① スノーリゾートエリアに指定されているスキー場は、冬以外の季節においても自然を満喫することが出来る。スノースポーツ以外のレクリエーションやサービスを他の季節に提供することで、国内外の人々にとって、さらに魅力的な場所になるだけでなく、冬以外も集客が期待できるようになる（すでに、ばんけいでは様々なイベントを、一年を通して開催している）。 「スノー」が楽しめる冬だけに計画を限定するのは、「都市づくりの基本理念」にある「持続可能なまちづくり」に反する発想ではないだろうか。四季を慈しみ楽しむことのできる国際観光都市を人々がイメージでき、そのような都市を目指して計画が進むように、「スノー&グリーンリゾート」にしてはどうだろうか。それに伴い「雪の街の魅力」を「雪と緑／みどりの街の魅力」にし、『都市型グリーン&スノーリゾートシティ』にしてはどうか。また、「エリア利用者の満足度を高める施設の整備や四季折々のサービスの提供など」としてはどうか。 ② スノーリゾートエリアに含まれているスキー場周辺エリアには市街化調整区域が含まれており、中には資材置き場などの増加による、森林の伐採、整地による土地形状の変化、小川への影響、騒音、景観の悪化などが懸念される場所もある。また、不法投棄やポイ捨てが目立ち、自然破壊が進んでいるだけでなく、それらのゴミに誘われてヒグマも出現している。スキー場周辺のこのような市街化調整区域には、クマゲラやオオムラサキなどの希少な生物や、エゾリスやキタキツネ等の小動物も生息している。このままでは、スキ	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の間見直しにおいては、市町からの案の申し出を受けつつ、変更内容を整理したところ、ご意見にございます内容は、今回盛り込まれなかったところです。 ただし、ご意見の視点はまちづくりにとっても重要なものと考えますので、該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。
---	---

一場周辺の美しい景観も自然も壊され、「国際観光都市の魅力」はなくなってしまうだろう。「スキー場とその周辺のレベルアップ」に景観保全や自然保護の視点がなければ、「都市づくりの基本理念」である「SDGsの理念や目標に沿った」まちづくりはできない。“国際観光都市の魅力”とは、うわべだけでなく、その魅力を活かすプロセスや計画自体も魅力的であることだと思われる。本文の最後の文章を、「景観の保全・改善と生物多様性の保護を基本にしながら、スキー場利用者の満足度を高める施設の整備や四季折々のサービスの提供により、スキー場とその周辺エリアの持続可能で自然との調和がとれたレベルアップを図る」としてほしい。

【該当頁（本文）】 札幌圏 P11 【該当箇所】 ④「秩序ある都市的土地利用～方針」の、3 段目「市街化調整区域における都市的土地利用について～」 【ご意見】 市街化調整区域である藻岩山南側（北ノ沢）は、クマゲラ等の貴重な生物、エゾリスやキタキツネ等の小動物が多く生息している。しかしながら、木々が伐採され太陽光パネルが設置された場所が 2 カ所あるだけでなく、近年は資材置き場などが増加して、森林の伐採、小川への影響などが懸念される場所もある。さらに、不法投棄やポイ捨てが目立ち、この区域全域に生息する動物らが生息地を奪われつつある。このままでは隣接する藻岩原始林や都市環境林に指定された 3 カ所の区域にある自然への悪影響はまぬがれない。このような天然記念物区域や都市環境林に近い区域においては、自然環境の保全を重視する必要がある。 本文は次のように、「市街化調整区域における都市的土地利用については、生活利便機能など本来市街地内において提供されるべき機能の立地を抑制する一方で、市街化区域内に立地することがなじまない機能や市街化調整区域の特質を活かす機能の立地については、周辺の自然、特に天然記念物区域などの自然保護区に影響のないよう環境の保全を優先し、また農林漁業との調整を図りつつ、開発許可制度等を適切に運用し、対応する。」とし、「都市づくりの基本理念」である「身近に感じられる豊かな自然」をしっかりと守りながら真に世界に誇れるまちづくりを進めてほしい。	本「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の位置づけの後に個別の都市計画の決定がなされたとしても、都市計画法では、ご意見にございます太陽光パネルや資材置き場のような、「建築物に該当しないもの」は、法的拘束力を持って規制することは、現状困難であること、ご理解いただければ幸いです。
---	---

【該当頁（本文）】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 【該当箇所】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 【ご意見】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、専門家チームによる地形生態系への調査と確保 三つの地域における開発に、最も重要であり、今後の気候変動や自然災害に関わる、土地との対話である大切な３つ目が抜けています。 いずれも理想像として良いと思います。人の流れは集約されていく可能性もあります。 北海道の財産を切り崩してまで、取り組むことには反対です。 札幌郊外も、ウトナイ湖周辺地域は特に、守らねば戻らぬものをご存知のはず。 人が入ったところには、汚水が必ず出ます。従来の水の法律では、人は守れても生態系は守れません。生きた土地を殺さないでください。 言葉の表現が必ずしも他者と一致しないと思いますが、自然との付き合い方を取り入れた開発に取り組んだ上で、同様の意見に耳を傾けて、一時停止すべきです。	札幌圏の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、「Ⅲ＞１＞（４）＞③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針」等にも示されているとおり、「豊かな山林原野、丘陵台地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも保全を図る。」と位置づけております。 なお、千歳恵庭圏及び苫小牧圏の区域マスに係る回答につきましては、いただいたご意見等もふまえ、市と再度協議等をいたしますので、別途回答予定であること、申し添えます。
---	--

【該当頁（本文）】 2 ページ 【該当箇所】 2. 都市づくりの基本理念 下から 2 行目 持続可能なコンパクトなまちづくりに向け、未利用地等を有効活用し、都市の防災性の向上を図りつつ、 【修正案】 持続可能なコンパクトなまちづくりに向け、生物多様性の保全を第一前提としながら、都市の防災性の向上を 【意見の理由】 国が策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」や北海道の生物多様性地域戦略「北海道生物多様性保全計画」において、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調し、30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復を推進することとしている。人間の経済活動の面からは未利用地であっても、動植物の生息・生育環境としての重要性、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する効果など、生物多様性の観点から重要な環境については、開発等を行うことは国や道の計画に反しているため。 【該当頁（本文）】 3 ページ 【該当箇所】 (1) 主要用途の配置の方針 上から 4 行目 しかしながら、今後の人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化、産業構造の変化など、社会経済情勢は大きく変化しており、これらを踏まえた土地利用に対応していく必要がある。 【修正案】 産業構造の変化、ネイチャーポジティブ経済の実現など、社会経済情勢は	2 ページ 札幌圏の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、「Ⅲ>1>(4)>③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針」等にも示されているとおり、「豊かな山林原野、丘陵台地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも保全を図る。」と位置づけております。 3 ページ 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。 6 ページ（新たな産業） 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。 6 ページ（スノーリゾート） 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。 8 ページ 札幌圏の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、「Ⅲ>1>(4)>③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針」等にも示されているとおり、「豊かな山林原野、丘陵台地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも保全を図る。」と位置づけております。 11 ページ（保全） 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。 11 ページ（景観） 該当市へも伝えさせていただき、今後のまちづくりの検討要素といたします。ただし、本「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の位置づけの後に個別の都市計画の決定がなされたとしても、都市計画法では、ご意見にございます太陽光発電のような、「建築物に
---	---

【意見の理由】 世界的に生物多様性や環境に配慮したネイチャーポジティブ経済が主流となっており、環境へ配慮していない事業については、投資家等からの投資を得られない流れになっている。社会経済情勢の観点から重要な視点であるため。 【該当頁（本文）】 6 ページ 【該当箇所】 ③工業・流通業務地 「・」 4 つ目 札幌市では、GX や AI の関連産業など、新たな産業の振興やビジネスの創出を図るため、道内・国内外の状況の変化に機動的に対応する。 【修正案】 新たな産業の振興やビジネスの創出を図るため、TNFD の取組を前提とし、道内・国内外の 【意見の理由】 世界的に、企業にとって TNFD への取組は急務となっており、対応していない企業の商品は購入しないなどの流れが起きている。これからの時代の事業の成功には、TNFD の観点が欠かせない。 【該当頁（本文）】 6 ページ 【該当箇所】 スノーリゾートエリア スキー場とその周辺エリアのレベルアップ 【修正案】 豊かな生物多様性の保全を前提とし、自然環境を保全しながら、スキー場とその周辺 【意見の理由】 欧米の観光客が旅行先を選ぶ際には、自然環境への負荷・保全の観点が重要になっている。多くのインバウンドを呼び込むためにも生物多様性の保全や自然環境との調和が最重要である。	該当しないもの」は、法的拘束力を持って規制することとは、現状困難であること、ご理解いただければ幸いです。 19 ページ 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。 23 ページ 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたします。
---	---

【該当頁（本文）】 8 ページ

【該当箇所】

⑤用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
一個目の「・」として以下追記

【追記案】

・国や北海道の生物多様性計画の中にも記載の通り、
ネイチャーポジティブの実現を第一優先とし、新たな
土地の開発は最低限とし、やむをえず開発する場合は、
自然環境に配慮した代替地を設置する。

【追記の理由】

国が策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」や北海
道の生物多様性地域戦略「北海道生物多様性保全計画」
において、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の
根本的変革を強調し、30by30 目標の達成等の取組によ
り健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復を推
進することとしている。

新たな開発等によって自然環境を減少させることは、
国や道の計画に反しているため、行うべきではない。

【該当頁（本文）】 11 ページ

【該当箇所】

③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針
3行目 今後とも保全を図る。

【修正案】

今後は保全、回復、創造を図る。

【意見の理由】

国が策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、
ネイチャーポジティブの実現に向けて、保全だけでは
なく回復・創造に取り組むこととしているため。

【該当頁（本文）】 11 ページ

【該当箇所】

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
五「・」目 検討を行うなど、景観にも配慮しながら

都市の魅力と活力の向上を図る。

【修正案】

検討を行うなど、景観・生物多様性・動植物の生息生育環境にも配慮しながら、生物多様性の保全が図られた都市の魅力

【意見の理由】

都市における土地利用の検討にあたって、生物多様性の保全が我々地域住民の持続可能な生活の維持につながることを考慮すると、景観だけではなく生物多様性の保全の観点が必要である。また、日本各地で大規模太陽光発電と地域住民とのあつれきが問題となっている中で、景観だけに配慮しては地域住民との間で新たな問題が発生してしまうおそれがあるため。

【該当頁（本文）】 19 ページ

【該当箇所】

a 下水道及び河川の整備の方針 イ 河川

以下追記

【追記案】

・河川整備や治水対策については、地域の人口減少を考慮し、氾濫原を広めに設定するなど、グリーンインフラを有効に活用し、生物多様性の保全・回復・創出に配慮した取組を図る。

【意見の理由】

地域住民の安全を第一とした河川整備が大前提だが、地域の人口減少によって土地利用も変化している。ネイチャーポジティブの実現には、グリーンインフラの活用も有効であり、各地域の実情を反映した河川整備・治水対策を行うことは、経費の削減にもつながるものであり、持続可能な社会の実現に向けても大変有効である。

【該当頁（本文）】 23 ページ

【該当箇所】

a 環境保全系統

以下追記

【追記案】

・札幌市北東部等には、石狩低地特有の湿地が広がり、貴重な動植物が分布していたが、現在はその多くが失われている。石狩低地特有の湿地は、生物多様性の観点から非常に重要な環境であることから、今ある環境の保全に加えて、再生・創造を図る。

【追記の理由】

対象地域の森林環境については、様々な法律等で保全が図られているが、湿地帯や草地帯は保全のための法整備が整っておらず、開発の危機にさらされやすい。石狩低地の湿地帯については、本計画の対象地域を特徴づける環境であり、引き続き次世代に引き継ぐことが重要である。

【札幌圏】 p. 3、p. 10 高度利用住宅地、中心商業業務地、拠点商業業務地 オープンスペースを生み出す方法を多様に創出している ただきたいと考えています。とくに高層の共同住宅は、 この点で大いに遅れています。敷地に対して建物の水 平投影面積が占める割合は少ないものの、その殆どは 駐車場となっています。道路境界沿や角地などに、オ ープンスペースなり緑地を誘導できれば、街並みは一 層豊かになろうかと存じます。 p. 5 沿道商業業務地 この定義は国道 5 号線、12 号線、36 号線、230 号線と いった幹線道路、あるいはそれに準ずる道路と理解し て宜しいでしょうか。 かつてはリンゴ園が並んでいた 230 号線沿いの市街化 を悲しい思いで見てきました。都市の発展を否定する ものではありませんが、かつては川沿石山連絡線だっ た 230 号線がまっすぐ南進し、市街地と田園の明確な 領域感が損なわれたことが、都市景観の大きな損失と 感じています。 商業業務地の「分散的な立地」が、市街地と田園の明 確な領域を示す新たな都市景観の創出に結びつくこと を祈ります。 p. 6、p. 15、p. 17 スノーリゾート エリア / 道道西野真駒内北野線 ここには「テイネ・国際・ばんけい・藻岩山・フッ ズ・滝野」の「スキー場利用客の満足度を高め る施 設の整備やサービスの提供」と総論的に書かれていま すが、それぞれに立地が異なります。 着目したいのは、ばんけいと道道西野真駒内北野線で す。このルートはばんけいの丁字路から円山に抜ける	【札幌圏】 p3, 10 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中 間見直しにおいては、市町からの案の申し出を受けつ つ、変更内容を整理したところ、ご意見にございます 内容は、今回盛り込まれなかったところです。 ただし、ご意見の視点はまちづくりにとっても重要 なものと考えますので、該当市へも伝えさせていただ き、今後の参考といたします。 p5 ご意見の要旨を捉えられているか分かりかねます が、都市の拡大等を検討する際には、機能性のみなら ず景観の視点も取り入れてほしいとのことであれば、 該当市へも伝えさせていただき、今後の参考といたし ます。なお、沿道商業業務地の箇所については、「方 針付図」よりご確認ください。 p6, 15, 17 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中 間見直しにおいては、市町からの案の申し出を受けつ つ、変更内容を整理したところ、ご意見にございます 内容は、今回盛り込まれなかったところです。 ただし、ご意見の視点はまちづくりにとっても重要 なものと考えますので、該当市へも伝えさせていただ き、今後の参考といたします。 p8 当該記載は、その後の具体的な土地利用を位置づけてい るものではありませんが、その中でも特記しているの は、住居専用地域内の遊休地については、住居系土地 利用を基本に検討するという事です。公園化や保護 林化を示唆しているものではありません。 p10（農地） 本「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、
--	---

ルートでもあり、盤溪北ノ沢トンネルが完成してから、その利便性が高くなりました。このトンネルが完成した後の道道の交通量は増えたように実感しています。また沿道には徐々に開発の手が入っています。しかしながら札幌の市街地に近い位置に立地しているにも関わらず、緑豊かな沿道環境こそ、この道道の魅力であり、中央区、南区、西区を結ぶ魅力であろうと考えます。こうした環境を積極的に地域資源と位置付けることは叶わないでしょうか？ 都市計画だからこそ、こうした資源に着目して意義づけていただければと願います。スノーリゾート エリアの整備から法目をかいくぐるような開発や構造物の設置などの発生を回避する手立てまで想定することが必要と考えます。

p. 8

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
長期的遊休地の今後の扱いが読み取れませんでした。開発の対象となり、市街地としての利用に供され、均質な範囲が広がることを回避できれば良いように思いますし、公園化、保護林化（p. 9 「既存資源（貴重なみどり空間）の保全と活用」）に結びつけば、市の環境がより良いものになると受け止めています。

p. 10

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
大いに賛同します。地域資源として明確に位置付けられるよう、期待します。

p. 10

優良な農地との健全な調和に関する方針
市街地内に残された農地についてはいかがでしょう。住宅地に囲まれると、新しい住民から土埃に対するクレームが入るようになると聞いたことがあります。こうした農地も資源として位置付けて周知していく、開発事業者にたいして分譲後のトラブルが生じないよう

国の都市計画運用指針でも、「…都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする…都市計画の基本的な方向性を示すもの」とされており、個別の事象への対策方法を記載するものではないと考えます。

なお、千歳恵庭圏及び苫小牧圏の区域マスに係る回答につきましては、いただいたご意見等もふまえ、市と再度協議等をいたしますので、別途回答予定であること、申し添えます。

な手立てを講じるように促す、といった誘導策を盛り込めないでしょうか。

p. 23

耕地防風林のの保全

環境保全系統の一要素として耕地防風林が含まれているのが、素晴らしいと感じます。ぜひこの文言をなくさないでください。北海道の歴史的な農業景観の主役級の存在と考えています。その存在を疎ましく思う農業者もおられるようなので、営農上の利点となる価値を付与できることを祈っています。

【千歳圏】

以下の CTS①と CTS②の間には大きな矛盾があるように、あるいは自然環境にたいするダメージを過小評価し過ぎているように拝察します。

国を挙げての開発圧力の元、ある程度は仕方がないと感じますが、美美公園周辺の商業系工業系への用途拡大、転換には反対申し上げます。

下流には世界が評価するラムサール条約地ウトナイ湖があり、その重要な水源の美々川は手厚く保護すべきではないでしょうか。単なる河川域ではなく、この公園の苔生す湿地のような環境は、地下水系を含め、広範にわたって保護すべき貴重な環境資源、景観資源と考えます。現在の方針付図とは逆に、この公園を大幅に拡大する必要があると考えます。

こうした視点から、環境保全系統（p. 13）の「都市の骨格となる緑地として…の河川緑地」に、ぜひ美々川も加えていただきたく存じます。また、p. 14 にある緩衝緑地は、こうした水系の外側を囲むべきものとも考えています。

CTS①

p. 4

工業・流通業務地、産業支援・交流業務地としての美

々地区

p. 7

先端技術産業集積地としての美々地区

p. 11

「千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し…」

CTS②

p. 6

自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

p. 11

「美々川については、自然環境の保全に努める。」

p. 13

「健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように…美々公園…を配置する。」

【苫小牧圏】

「千歳圏」と「苫小牧圏」は別立ての計画となっていますが、少なくとも美々川流域にかんしては、綿密な連動が必要と考えます。またウトナイ湖の水源たる美々川、勇払川、オタルマップ川はいずれも豊かな湿地を有しています。これらの流域の保全を、都市計画だからこそ圏域の重要な骨格（環境インフラ？）として打ち出すべきだと考えます。可能な限り広い河畔林を保全の対象とし、官民一体となった合意形成を促せないものでしょうか。以下に計画書の素晴らしい文言を列記させていただきます。

p. 6

「美々川流域…については、住民の憩いの場または自然地として保全を図る。」

p. 11

「市街地を流れる…勇払川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合

する河川及び水辺空間の整備に努める。」

「ラムサール条約に指定されているウトナイ湖に注ぐ
美々川は、河川環境の保全、 再生に資する整備の促進
に努める。」

<こどもの意見募集結果> 自転車用道路の設置をして欲しいです。	考えを教えてくれて、ありがとうございます。 「自転車用道路の設置をして欲しい」という考えについて、私たちも、自転車が安全で使いやすい場所を増やすことが大切だと考えています。これから、自転車のための場所を整える取り組みを考えていきます。
	B

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

建設部都市計画課（基本計画係）

電話 0 1 1-2 0 4-5 5 6 3

内線 2 9-8 1 1